

写



益田市行財政改革審議会答申第1号

令和元年11月18日

益田市長
山本浩章様

益田市行財政改革審議会
会長 光延忠彦



答申書

益田市行財政改革審議会条例第2条第2号の規定により、下記のとおり答申します。

記

1 審議会の結論

令和元年7月26日付け（益政政企第32号）で諮問のあった「益田市使用料及び手数料の設定に関する基本方針」の案については、概ね妥当な内容となっているものと認める。

2 審議の経過

令和元年8月1日 諮問書受領
令和元年10月10日 第35回審議会にて諮問書の内容を審議
令和元年11月11日 第36回審議会にて答申内容を議決

3 審議会の判断の理由

使用料・手数料設定に関し、算定基準、減免の取扱い、受益者負担割合等の各種基準が明確化されており、基本的・統一的な考え方を整理するものとして一定の水準が確保されており、かつ、調整項目、激変緩和措置等の設定により、市民負担への配慮も盛り込まれているため。

4 附帯意見

本基本方針の正式な策定においては、次の各号に掲げる事項に関し、記載の追加、整理等の修正の必要があると考える。

- (1) 見直しによる大幅な金額の変更や、これに伴う利用者減、利便性の低下等が起こらないよう、調整、激変緩和措置等の必要な配慮を適切に行うこと。
- (2) 各施設・手続の所管部署が使用料・手数料の変更設定に係る起案を行う場合、本基本方針を踏まえた検証が適正になされているかを確認できるような決裁手順を確保すること。
- (3) 使用料・手数料の設定のほか、そもそもの利用範囲について、とりわけ目的外使用の申請に対する許可基準についても、見直しを行うこと。